

令和6年度 大船渡東高等学校教職員 働き方改革アクションプラン

～職員間が互いに認め合う気風を醸成し、業務改善へ～

大船渡東高等学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現状

【定量的現状】

- ◆ 「岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)」目標達成状況
時間外在校等時間が月100時間以上の者
・R3年度:1人、R4年度:1人、R5年度:0人
- ◆ 年次休暇の取得状況について(年間一人当たりの平均取得日数)
・R3年度:15日、R4年度:15日、R5年度:17日

【定性的現状】

- 教職員の意識
・当校で推進する年次取得への取組が全教職員に徹底されている。
・時間外勤務している教職員が固定している。
- 管理職のマネジメント
・スクラップアンドビルドの視点を持って業務見直し等の対応を行っている。

2 目標・目指す姿

県の働き方改革プランの目標を前提に、以下の目標を設定します。

【学校独自の目標】

- 教職員一人当たりの平均時間外在校等時間を45時間以内とすることを目指します。
- 年次休暇の平均取得日数を18日にします。

【目指す姿】

- ・ 計画的に年次休暇、特別休暇等を取得できる環境がある。
- ・ 教職員一人一人が充実感を感じながら業務に取り組んでいる。
- ・ 一人に業務が集中しないように業務を分散する気風がある。

(1)	教職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・ 管理職が、年次取得について積極的に呼びかけを行います。・ 月の時間外在校等時間が月途中で45時間超となった教職員に声掛けし、健康確保の観点から、早い退庁を促します。
(2)	学校における業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 会議の開催について、教育において真に必要な観点から業務の見直しを進めます。・ 会議資料や連絡は紙での配付を廃止しフォルダ閲覧やメールでの配付・周知を行います。
(3)	業務の明確化・適正化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 働き方改革の取組について、保護者や地域の方に理解いただけるようPTAや学校運営協議会委員と協力して進めていきます。・ 休日の部活動については、複数顧問の配置により、交代で指導に当たることができる環境を構築します。
令和6年度重点取組事項		<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年度から新たに会議時間の短縮、会議の削減に取り組みます。

4 アクションプランの周知方法

- ・ プランを学校のHPに掲載し、会議等を通じて教職員にも周知します。
- ・ HP、PTA、学校運営協議会委員を通じて、地域・保護者に対してプランの周知を行います。